

渡し切り交際費および一律支給の旅費の取扱い

■ 回答者：税理士法人 山田&パートナーズ 高野 祐

Q

当社は、交際費について、現状、従業員が一時的に立て替え払いをし、その後、領収書等の証憑書類を確認のうえ、実費精算を行っています。しかし、事務手続きが煩雑であるため、今後は、交際費として毎月5万円を一括支給し、証憑書類の確認および実費精算を行わないことを予定しています（渡し切り交際費）。

また、旅費についても事務手続きを簡略化するため、国内出張に伴う宿泊費用は一律1泊あたり1万円（旅費規程に基づき支払われ、同業他社と比較し相当と認められる金額です）を支給し、証憑書類の確認および実費精算を行わないことを予定しています。

支給する交際費および旅費について給与所得として源泉徴収する必要はありますでしょうか。

A

証憑書類の確認および実費精算を行わない場合は、たとえ交際費として支給した場合であっても給与所得として源泉徴収する必要があります。

一方、旅費については、その旅行に通常必要であると認められる範囲内の支給であれば、給与所得として源泉徴収する必要はありません。

1 渡し切り交際費の取扱い

交際費は本来、その都度支出すべき性質のもの、また法人が直接支出すべき性質のものであり、従業員に対して一括して支給するようなものではありません。そのため、交際費の名目で支給するものであっても、その用途が不明であるなど、使用実績の確認を行わないものは、その支給を受けた従業員の給与所得として課税されます。

しかし、例外として従業員に一括で支給された交際費であったとしても、業務のために使用

したことが明らかなものについては、給与所得として課税しないこととされています。これは、実際に業務遂行のために必要な接待等に使用している場合においても、給与所得として課税することは妥当ではないと考えられるためです。

2 一律に支給される旅費の取扱い

従業員に一律に支給される旅費については、その旅行に必要な支出に充てるためのものであり、通常必要であると認められる範囲内のものについては、給与所得として課税しないこととされています。

その旅行に通常必要であると認められる範囲内のものであるか否かの判断は、社内規定によったものであるか、また同業他社と比較し相当であるかなど、同業他社等社会的にみて合理的と認められる支給基準によって計算されたものであるかを勘案して行うことができます。これは、旅行の目的地、期間等の個別的事情のみをもって判断することは実務上不可能と考えられるためです。

そのため、その旅行に通常必要であると認められない範囲の旅費（例えば旅行の実態に関係なく年額または月額によって一律に支給される旅費等）はその支給を受けた従業員の給与所得として課税されます。

3 ご質問のケース

貴社が、毎月一括支給する5万円の交際費は、領収書等の証憑書類の確認および精算が行われず、使用した実績が明らかにされていないため渡し切りの交際費となっています。そのため名目上は交際費であったとしても給与所得として源泉徴収の対象となります。

一方、一律で支給される国内出張に伴う宿泊費用1泊あたり1万円は、旅費規程に基づき支払われ、同業他社と比較し相当であることから、その旅行に通常必要であると認められる範囲内と考えられます。そのため、給与所得として源泉徴収する必要はありません。